

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年12月22日(2005.12.22)

【公表番号】特表2005-509462(P2005-509462A)

【公表日】平成17年4月14日(2005.4.14)

【年通号数】公開・登録公報2005-015

【出願番号】特願2003-503411(P2003-503411)

【国際特許分類第7版】

B 2 6 B 21/60

B 2 6 B 21/56

【F I】

B 2 6 B 21/60

B 2 6 B 21/56

【手続補正書】

【提出日】平成17年3月22日(2005.3.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

モノリシックな細長の切断エッジを有するCVDダイヤモンド層を含む刃。

【請求項2】

前記切断エッジが真直ぐな切断エッジである請求項1に記載された刃。

【請求項3】

前記切断エッジの長さが少なくとも10mmである請求項1または2に記載された刃。

【請求項4】

前記切断エッジの長さが少なくとも20mmである請求項1または2に記載された刃。

【請求項5】

前記刃がかみそり刃である請求項1または2に記載された刃。

【請求項6】

前記切断エッジの長さが30mmから45mmまでの範囲にある請求項5に記載された刃。

【請求項7】

CVDダイヤモンド層が、50μmから400μmまでの範囲の厚さを有する請求項1から請求項6までのいずれか1項に記載された刃。

【請求項8】

前記CVDダイヤモンド層が、150μmから275μmまでの範囲の厚さを有する請求項7に記載された刃。

【請求項9】

前記CVDダイヤモンド層が、矩形、正方形、または三角形の形状を有する請求項1から請求項8までのいずれか1項に記載された刃。

【請求項10】

前記切断エッジの先端から40μmの距離における刃の有効全角が、12°から28°までの範囲にある請求項5から請求項9までのいずれか1項に記載された刃。

【請求項11】

前記切断エッジ先端から40μmの距離における前記刃の有効全角が、15°から25

。までの範囲にある請求項 5 から請求項 9 までのいずれか 1 項に記載された刃。

【請求項 1 2】

前記切断エッジ先端から $40 \mu m$ の距離における前記刃の有効全角が、 17° から 23°

。までの範囲にある請求項 5 から請求項 9 までのいずれか 1 項に記載された刃。

【請求項 1 3】

前記切断エッジ先端が、 $60 nm$ 未満の半径を有する請求項 1 から請求項 1 2 までのい
ずれか 1 項に記載された刃。

【請求項 1 4】

前記切断エッジ先端が、 $40 nm$ 未満の半径を有する請求項 1 から請求項 1 2 までのい
ずれか 1 項に記載された刃。

【請求項 1 5】

前記切断エッジ先端が、 $20 nm$ 未満の半径を有する請求項 1 から請求項 1 2 までのい
ずれか 1 項に記載された刃。

【請求項 1 6】

前記刃が対称な刃である請求項 1 から請求項 1 5 までのいずれか 1 項に記載された刃。

【請求項 1 7】

前記刃が非対称な刃である請求項 1 から請求項 1 5 までのいずれか 1 項に記載された刃
。